

別添17

社援地発 0401 第 18 号

令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 民生主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

「重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和 3 年 3 月 31 日付け社援地発 0331 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、生活困窮者自立支援室長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨や内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各 <u>都道府県・市区町村</u> 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p>重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について</p> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されています。</p> <p>この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。</p> <p>そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第106条の5においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある方や生活困窮の状態にある方及びその世帯に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりを進めてきました。</p> <p>このような「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと積み上げてきた実践は、重層的支援体制整備事業が目指す地域共生社会（高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、<u>地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世</u></p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u> 民生主管部（局）長 殿 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 <u>生活困窮者自立支援室長</u> （公印省略）</p> <p>重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について</p> <p><u>今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。</u></p> <p>この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。</p> <p>そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第106条の5においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある方や生活困窮の状態にある方<u>そしてその世帯に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりを進めてきました。</u></p> <p>このような「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと積み上げてきた実践は、重層的支援体制整備事業が目指す地域共生社会（高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、<u>人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。</u>以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤をなす</p>

代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。以下同じ。)の実現に向けた中核的な基盤をなすものです。

さらに、重層的支援体制整備事業のうち、相談支援や地域づくりに向けた支援については、生活困窮者自立支援制度等の一部事業(※)も一体実施の対象とされています。

(※)生活困窮者自立支援法(平成25年法律105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)、同法第11条第1項の規定による福祉事務所未設置町村における相談事業(以下単に「福祉事務所未設置町村における相談事業」という。)、生活困窮者支援等のための地域づくり事業(生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日付け社援発0727第2号。厚生労働省社会・援護局長通知。)別紙)3(4)サ(オ)。

以上を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化、地域・家庭・職場などの地域の支え合いの基盤が脆弱化しているといった社会の変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという考え方である。

生活困窮者自立支援制度については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正において、生活困窮者に対する自立の支援は、本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援を進めるとともに、地域における福祉、就労、教育、住宅等の生活困窮者に対する支援を行う関係機関や民間団体との緊密な連携等に配慮する旨の基本理念が盛り込まれ、関係機関等を構成員とし、生活困窮者への支援に関する情報共有等を行うための会議体の設置等が行われた。

このような生活困窮者自立支援制度の発展と改正法による新たな事業の創設は、目指す支援のあり方・理念に重なりがあり、生活困窮者自立支援制度の関係者含め市町村全体として属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

2 重層的支援体制整備事業の対象となる事業について

(1) 包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業及び福祉事務所未設置町村における相談事業(以下「自立相談支援事業等」という。)が一体実施の対象とされている。

ものです。

さらに、重層的支援体制整備事業のうち、相談支援や地域づくりに向けた支援については、生活困窮者自立支援制度等の一部事業(※)も一体実施の対象とされています。

(※)生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法(平成25年法律105号)第3条第2項各号。以下「自立相談支援事業」という。)、福祉事務所未設置町村における相談事業(生活困窮者自立支援法第11条第1項)、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(令和2年6月3日社援発0603第1号)別紙)4(3)(エ)。以下「共助の基盤づくり事業」という。)

以上を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

生活困窮者自立支援制度については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正において、生活困窮者に対する自立の支援は、本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援を進めるとともに、地域における福祉、就労、教育、住宅等の生活困窮者に対する支援を行う関係機関や民間団体との緊密な連携等に配慮する旨の基本理念が盛り込まれ、関係機関等を構成員とし、生活困窮者への支援に関する情報共有等を行うための会議体の設置等が行われた。

このような生活困窮者自立支援制度の発展と今回の改正法による新たな事業の創設は、目指す支援のあり方・理念に重なりがあり、生活困窮者自立支援制度の関係者含め市町村全体として属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

2 重層的支援体制整備事業の対象となる事業について

(1) 包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項各号)及び福祉事務所未設置町村における相談事業(同法第11条第1項)(以下「自立相談支援

自立相談支援事業等を実施する中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

自立相談支援事業等においては、これまでも生活困窮者の相談を幅広く受け止めてきたところ、包括的相談支援事業の一環として自立相談支援事業等を実施する場合は、他の3分野の相談支援（※）との連携を一層強化し、一体的な実施を図るとともに、市町村全体として包括的な支援体制が構築されるよう、地域のネットワークやノウハウ等を活かして実施体制の中核を担っていただきたい。

各市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（法第106条の5）の策定を議論の場として活かしながら、地域の状況（既存の支援関係機関の専門性やこれまでの実践の積み重ねを含む。）や関係者の意見等を踏まえ、地域資源の強みを活かした体制の構築を検討いただきたい。

（※）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が一体実施の対象とされている。

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）

（2）地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※1）を包含する事業であることから、市町村内において、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、全ての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくこととしている。

生活困窮者支援の分野においては、生活困窮者支援等のための地域づくり事業が一体実施の対象とされている。

地域づくり事業の具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機能の存在が重要である。各分野が連携し、市町村全体としての体制を整備するため、様々な分野のコーディネート人材との連携を積極的に図っていただきたい。

事業等」という。)が一体実施の対象とされている。

自立相談支援事業等を実施する中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

自立相談支援事業等においては、これまでも生活困窮者の相談を幅広く受け止めてきたところ、包括的相談支援事業の一環として自立相談支援事業等を実施する場合は、他の3分野の相談支援（※）との連携を一層強化し、一体的な実施を図るとともに、市町村全体として包括的な支援体制が構築されるよう、地域のネットワークやノウハウ等を活かして実施体制の中核を担っていただきたい。

各市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（法第106条の5）の策定を議論の場として活かしながら、地域の状況（既存の支援関係機関の専門性やこれまでの実践の積み重ねを含む。）や関係者の意見等を踏まえ、地域資源の強みを活かした体制の構築を検討いただきたい。

（※）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が一体実施の対象とされている。

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）

（2）地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※1）を包含する事業であることから、市町村内において、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、全ての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくこととしている。

生活困窮者支援の分野においては、共助の基盤づくり事業が一体実施の対象とされている。

地域づくり事業の具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機能の存在が重要である。各分野が連携し、市町村全体としての体制を整備するため、重層的支援体制整備事業において配置される地域づくりコーディネーター（介護の生活支援コーディネーター等の地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。）を中

このコーディネート機能により、介護、障害、子ども、生活困窮の4分野を中心に、市町村全体として、多様な場や居場所が創出されることが望ましい。

こうした取組は、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の目的である地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤を構築することにも資するものであり、他分野との連携を図ることで、より効果的な実施に努めていただきたい。

なお、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の活動において、本人の相談支援のニーズ等を把握した場合には、包括的相談支援事業者（※2）や3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※1）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる包括的相談支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

3 重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について

（1）多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。生活困窮者自立支援制度において生活困窮者への支援を行う中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例を把握した場合は、多機関協働事業者につなぎ、連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

心に、その他の既存のコーディネート人材との連携を積極的に図っていただきたい。

このコーディネート機能により、介護、障害、子ども、生活困窮の4分野を中心に、市町村全体として、多様な場や居場所が創出されることが望ましい。

こうした取組は、共助の基盤づくり事業の目的である地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤を構築することにも資するものであり、他分野との連携を図ることで、より効果的な実施に努めていただきたい。

なお、共助の基盤づくり事業の活動において、本人の相談支援のニーズ等を把握した場合には、包括的相談支援事業者（※2）や3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※1）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる包括的相談支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

3 重層的支援体制整備事業との連携について

（1）多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。生活困窮者への支援を行う中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例を把握した場合は、多機関協働事業者につなぎ、連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。生活困窮者自立支援制度における支援調整会議と同様の機能。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている（生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議と同様の機能）。

この支援会議においては、法第 106 条の 6 第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定しており、その構成員に対しては、同条第 6 項において守秘義務を規定している。支援会議においては、本人同意が得られない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能となる。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。自立相談支援事業等や生活困窮者支援等のための地域づくり事業による取組の関係機関（以下「自立相談支援機関等」という。）においては、生活困窮者への支援に関する重層的支援会議・支援会議に積極的に参加することにより、支援関係機関間での連携を図られたい。さらに、生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者家計改善支援事業などその他の生活困窮者支援の実施機関においても、本人やその世帯の状況や支援ニーズを踏まえ、重層的支援会議・支援会議への参加の要請があった場合には、積極的に対応いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（例えば、生活困窮者自立支援制度における支援調整会議・支援会議等）と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。特に支援会議については、法第 106 条の 6 第 5 項において生活困窮者自立支援制度における支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとされていることも踏まえて対応いただくことをお願いしたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、法第 106 条の 5 第 1 項において、同項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めることとされている。計画の策定に当たっては、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

自立相談支援機関等その他の生活困窮者支援の関係機関においては、この計画策定プロセスについても、重層的支援会議・支援会議と同様に積極的な参画をお願いしたい。

（2）アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※1）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチをすることが重要で

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。生活困窮者自立支援制度における支援調整会議と同様の機能。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている（生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議と同様の機能）。

この支援会議においては、法第 106 条の 6 第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。自立相談支援事業等や共助の基盤づくり事業による取組の関係機関（以下「自立相談支援機関等」という。）においては、生活困窮者への支援に関する重層的支援会議・支援会議に積極的に参加することにより、支援関係機関間での連携を図られたい。さらに、生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者家計改善支援事業などその他の生活困窮者支援の実施機関においても、本人やその世帯の状況や支援ニーズを踏まえ、重層的支援会議・支援会議への参加の要請があった場合には、積極的に対応いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（例えば、生活困窮者自立支援制度における支援調整会議・支援会議等）と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、法第 106 条の 5 第 1 項において、同項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めることとされている。計画の策定に当たっては、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

自立相談支援機関等その他の生活困窮者支援の関係機関においては、この計画策定プロセスについても、重層的支援会議・支援会議と同様に積極的な参画をお願いしたい。

（2）アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※1）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチをすることが重要で

ある。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

自立相談支援機関等においても、地域の生活困窮者や生活困窮者を取り巻く環境の不安要素等を早期に把握し、必要に応じてアウトリーチを行うとともに、早期支援につながるよう積極的な地域ネットワークづくりに取り組むこととしている。基本的には、自立相談支援機関等において対応可能と考えられるが、仮に、自立相談支援機関等のみでは対応が困難な個別ニーズ等を抱えている事例があった場合については、必要に応じて多機関協働事業者や他分野の包括的相談支援事業者等と協議を行い、特にアウトリーチの強化が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※ 2）につなぐなど適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、自立相談支援機関等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※ 1）例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 高齢で一人暮らしをしているが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態

（※ 2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（3）参加支援事業における社会資源の積極的な活用

ア 参加支援の考え方

1 において述べた地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や障害分野における就労継続支援 B 型事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能を有する地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

ある。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

自立相談支援機関等においても、地域の生活困窮者や生活困窮者を取り巻く環境の不安要素等を早期に把握し、必要に応じてアウトリーチを行うとともに、早期支援につながるよう積極的な地域ネットワークづくりに取り組むこととしている。自立相談支援機関等において対応可能なものについては、これまで通り対応することとなるが、自立相談支援機関等のみでは対応が困難な個別ニーズ等を抱えている事例については、必要に応じて多機関協働事業者や他分野の包括的相談支援事業者等と協議を行い、特にアウトリーチの強化が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※ 2）につなぐなど適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、自立相談支援機関等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※ 1）例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 高齢で一人暮らしをしているが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態

（※ 2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（3）参加支援事業における社会資源の積極的な活用

ア 参加支援の考え方

1 の「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や障害分野における就労継続支援 B 型事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能を有する地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

就労準備支援事業や居住支援事業などの既存の事業等の活用が原則であるが、仮に、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合には、参加支援事業を活用して支援を行うことが可能であることから、支援を行う中で、参加支援事業によって、時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある者を把握した場合には、参加支援事業者（※）又は多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

ウ 社会資源の共有

参加支援事業の活用と併せて、多様な社会参加に向けた支援を行うため、生活困窮者自立支援制度においても、就労準備支援事業や居住支援事業などにおいて蓄積された人材や利用者の特性を理解したノウハウ等を活かして、参加支援事業における社会資源の共有や支援メニューの構築にもご協力いただきたい。

なお、既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照されたい。

（参加支援事業の具体例）

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的には困窮していないひきこもり状態の者に対して就労支援（就労準備支援）を実施する。
- 生活困窮者の宿泊施設において、居住に課題を抱える者（例えば、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者など）に対して宿泊場所を提供し、一定期間、衣食住の支援を実施する。
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する。

4 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

生活困窮者自立支援制度は、重層的支援体制整備事業の一体実施の対象事業であるとともに、連携対象としても相互に密接した関係にあることから、特に、市町村において生活困窮者自立支援制度主管部局と重層的支援体制整備事業の主管部局が異なる場合には、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、包括的な支援体制の構築に向けて、組織再編を含む分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行に係る協力体制の構築にご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとと

就労準備支援事業や一時生活支援事業などの既存の事業等が活用可能な場合には、これらの事業の活用が優先されるが、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合には、参加支援事業を活用して支援を行うことが可能であることから、支援を行う中で、参加支援事業によって、時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある者を把握した場合には、参加支援事業者（※）又は多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

ウ 社会資源の共有

参加支援事業の活用と併せて、多様な社会参加に向けた支援を行うため、生活困窮者自立支援制度においても、就労準備支援事業や一時生活支援事業などにおいて蓄積された人材や利用者の特性を理解したノウハウ等を活かして、社会資源の共有や支援メニューの構築にご協力いただきたい。

なお、既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照されたい。

（参加支援事業の具体例）

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的には困窮していないひきこもり状態の者に対して就労支援（就労準備支援）を実施する。
- 生活困窮者の宿泊施設において、居住に課題を抱える者（例えば、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者など）に対して宿泊場所を提供し、一定期間、衣食住の支援を実施する。
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する。

4 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

生活困窮者自立支援制度は、重層的支援体制整備事業の一体実施の対象事業であるとともに、連携対象としても相互に密接した関係にあることから、特に、市町村において生活困窮者自立支援制度主管部局と重層的支援体制整備事業の主管部局が異なる場合には、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、包括的な支援体制の構築に向けて、組織再編を含む分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行に係る協力体制の構築にご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとと

もに、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県内での共有に努めていただきたい。

また、福祉事務所未設置町村においても重層的支援体制整備事業を実施する場合には、福祉事務所未設置町村における相談事業を実施する必要があるが、都道府県が設置する自立相談支援機関と十分に連携するとともに、当該町村への継続的な支援を行っていただきたい。

国においても、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めているため、引き続き、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって、本人に同意を得ることが基本となる。

また、同意が得られない場合であって一定の要件を満たすときは、双方の機関で情報共有を行う場合には、支援会議の場等で行うこと。

もに、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県内での共有に努めていただきたい。

また、福祉事務所未設置町村においても重層的支援体制整備事業を実施できるよう、当該町村における相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項）の実施に当たっては、都道府県が設置する自立相談支援機関と十分に連携するとともに、当該町村への継続的な支援を行っていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって、本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点においては、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

社援地発 0331 第 8 号
令和 3 年 3 月 31 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 18 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されています。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6 において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される

支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5 においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある方や生活困窮の状態にある方及びその世帯に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりを進めてきました。

このような「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと積み上げてきた実践は、重層的支援体制整備事業が目指す地域共生社会（高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤をなすものです。

さらに、重層的支援体制整備事業のうち、相談支援や地域づくりに向けた支援については、生活困窮者自立支援制度等の一部事業（※）も一体実施の対象とされています。

（※）生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律 105 号）第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同法第 11 条第 1 項の規定による福祉事務所未設置町村における相談事業（以下単に「福祉事務所未設置町村における相談事業」という。）、生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号。厚生労働省社会・援護局長通知。）別紙）3（4）サ（オ）。）

以上を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化、地域・家庭・職場などの地域の支え合いの基盤が脆弱化しているといった社会の変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという考え方である。

生活困窮者自立支援制度については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正において、生活困窮者に対する自立の支援は、本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援を進めるとともに、地域における福祉、就労、教育、住宅等の生活困窮者に対する支援を行う関係機関や民間団体との緊密な連携等に配慮する旨の基本理念が盛り込まれ、関係機関等を構成員とし、生活困窮者への支援に関する情報共有等を行うための会議体の設置等が行われた。

このような生活困窮者自立支援制度の発展と改正法による新たな事業の創設は、目指す支援のあり方・理念に重なりがあり、生活困窮者自立支援制度の関係者含め市町村全体として属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

2 重層的支援体制整備事業の対象となる事業について

(1) 包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業及び福祉事務所未設置町村における相談事業（以下「自立相談支援事業等」という。）が一体実施の対象とされている。

自立相談支援事業等を実施する中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

自立相談支援事業等においては、これまでも生活困窮者の相談を幅広く受け止めてきたところ、包括的相談支援事業の一環として自立相談支援事業等を実施する場合は、他の3分野の相談支援（※）との連携を一層強化し、一体的な実施を図るとともに、市町村全体として包括的な支援体制が構築されるよう、地域のネットワークやノウハウ等を活かして実施体制の中核

を担っていただきたい。

各市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（法第 106 条の 5）の策定を議論の場として活かしながら、地域の状況（既存の支援関係機関の専門性やこれまでの実践の積み重ねを含む。）や関係者の意見等を踏まえ、地域資源の強みを活かした体制の構築を検討いただきたい。

（※）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が一体実施の対象とされている。

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）

（2）地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※ 1）を包含する事業であることから、市町村内において、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、全ての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくこととしている。

生活困窮者支援の分野においては、生活困窮者支援等のための地域づくり事業が一体実施の対象とされている。

地域づくり事業の具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性

を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にか
け合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域
の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機
能の存在が重要である。各分野が連携し、市町村全体としての体制を整備
するため、様々な分野のコーディネート人材との連携を積極的に図って
いただきたい。

このコーディネート機能により、介護、障害、子ども、生活困窮の4分
野を中心に、市町村全体として、多様な場や居場所が創出されることが望
ましい。

こうした取組は、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の目的で
ある地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生
活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、
地域全体で支える基盤を構築することにも資するものであり、他分野と
の連携を図ることで、より効果的な実施に努めていただきたい。

なお、生活困窮者支援等のための地域づくり事業の活動において、本人
の相談支援のニーズ等を把握した場合には、包括的相談支援事業者（※
2）や3（1）アの多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※1）介護、障害、子どもについては、それぞれ以下の事業が対象とな
っている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のう
ち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9
号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4
第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる包括的相談支援事業
の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市
町村）

3 重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について

（1）多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に
連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重
要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）

については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。生活困窮者自立支援制度において生活困窮者への支援を行う中で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例を把握した場合は、多機関協働事業者につなぎ、連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。生活困窮者自立支援制度における支援調整会議と同様の機能。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている（生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議と同様の機能）。

この支援会議においては、法第106条の6第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定しており、その構成員に対しては、同条第6項において守秘義務を規定している。支援会議においては、本人同意が得られない場合であっても、一定の要件を満たす場合には、同意の有無に関わらず、関係

者間で支援に必要な情報共有等が可能となる。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。自立相談支援事業等や生活困窮者支援等のための地域づくり事業による取組の関係機関（以下「自立相談支援機関等」という。）においては、生活困窮者への支援に関する重層的支援会議・支援会議に積極的に参加することにより、支援関係機関間での連携を図りたい。さらに、生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者家計改善支援事業などその他の生活困窮者支援の実施機関においても、本人やその世帯の状況や支援ニーズを踏まえ、重層的支援会議・支援会議への参加の要請があった場合には、積極的に対応いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（例えば、生活困窮者自立支援制度における支援調整会議・支援会議等）と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。特に支援会議については、法第 106 条の 6 第 5 項において生活困窮者自立支援制度における支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとされていることも踏まえて対応いただくことをお願いしたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、法第 106 条の 5 第 1 項において、同項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画の策定に努めることとされている。計画の策定に当たっては、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

自立相談支援機関等その他の生活困窮者支援の関係機関においては、この計画策定プロセスについても、重層的支援会議・支援会議と同様に積極的な参画をお願いしたい。

（２）アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※ 1）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチをすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもり状態にある者な

ど支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

自立相談支援機関等においても、地域の生活困窮者や生活困窮者を取り巻く環境の不安要素等を早期に把握し、必要に応じてアウトリーチを行うとともに、早期支援につながるよう積極的な地域ネットワークづくりに取り組むこととしている。基本的には、自立相談支援機関等において対応可能と考えられるが、仮に、自立相談支援機関等のみでは対応が困難な個別ニーズ等を抱えている事例があった場合については、必要に応じて多機関協働事業者や他分野の包括的相談支援事業者等と協議を行い、特にアウトリーチの強化が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※2）につなぐなど適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、自立相談支援機関等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※1）例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 高齢で一人暮らしをしているが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（3）参加支援事業における社会資源の積極的な活用

ア 参加支援の考え方

1において述べた地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や障害分野における就労継続支援B型事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制

整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能を有する地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

就労準備支援事業や居住支援事業などの既存の事業等の活用が原則であるが、仮に、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合には、参加支援事業を活用して支援を行うことが可能であることから、支援を行う中で、参加支援事業によって、時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある者を把握した場合には、参加支援事業者（※）又は多機関協働事業者につないでいただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

ウ 社会資源の共有

参加支援事業の活用と併せて、多様な社会参加に向けた支援を行うため、生活困窮者自立支援制度においても、就労準備支援事業や居住支援事業などにおいて蓄積された人材や利用者の特性を理解したノウハウ等を活かして、参加支援事業における社会資源の共有や支援メニューの構築にもご協力いただきたい。

なお、既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照されたい。

（参加支援事業の具体例）

- ・ 生活困窮者の就労支援施設において、経済的には困窮していないひきこもり状態の者に対して就労支援（就労準備支援）を実施する。
- ・ 生活困窮者の宿泊施設において、居住に課題を抱える者（例えば、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者など）に対

して宿泊場所を提供し、一定期間、衣食住の支援を実施する。

- ・ 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する。

4 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

生活困窮者自立支援制度は、重層的支援体制整備事業の一体実施の対象事業であるとともに、連携対象としても相互に密接した関係にあることから、特に、市町村において生活困窮者自立支援制度主管部局と重層的支援体制整備事業の主管部局が異なる場合には、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、包括的な支援体制の構築に向けて、組織再編を含む分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行に係る協力体制の構築にご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

また、福祉事務所未設置町村においても重層的支援体制整備事業を実施する場合には、福祉事務所未設置町村における相談事業を実施する必要があるが、都道府県が設置する自立相談支援機関と十分に連携するとともに、当該町村への継続的な支援を行っていただきたい。

国においても、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めているため、引き続き、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって、本人に同意を得ることが基本と

なる。

また、同意が得られない場合であって一定の要件を満たすときは、双方の機関で情報共有を行う場合には、支援会議の場等で行うこと。